

11月定例月議会
議会報告資料

四日市市議会

資料一覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） ······ P 1
- 令和7年11月定例月議会の日程 ······ P 2
- 各常任委員会 委員名簿 ······ P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） ······ P 4
- 令和7年11月定例月議会 常任委員会で審査した事項 ······ P 5～6
- 令和7年11月補正予算案の概要 ······ P 7～10
- 各常任委員会における審査
 - ・ 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 ······ P 11～17
 - ・ 教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 ······ P 18～19
 - ・ 産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 ······ P 20～27
 - ・ 都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 ······ P 28～32
 - ・ 予算常任委員会 ······ P 33～36
- 11月定例月議会の概要（審査の結果） ······ P 37
- 11月定例月議会における一般質問について ······ P 38～39
- 11月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について ······ P 40
- 令和8年2月定例月議会日程（予定） ······ P 41

四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、デジタル戦略、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型ウィルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

2 教育民生常任委員会（8人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

3 産業生活常任委員会（9人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

4 都市・環境常任委員会（8人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、營繕、住宅）、上下水道局に属する事項

5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

- ※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。
- ※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和7年11月定例月議会の日程 (○本会議日程 ●委員会日程)

	○(初日) 議案説明、質疑、委員会付託、採決等
11月27日 (木)	●予算常任委員会分科会(総務、産業生活) ●予算常任委員会全体会
4日 (木)	○一般質問
5日 (金)	○一般質問
8日 (月)	○一般質問
9日 (火)	○一般質問
10日 (水)	○一般質問、議案質疑、委員会付託等
11日 (木)	●各常任委員会／予算常任委員会各分科会
12日 (金)	●産業生活常任委員会／分科会
17日 (水)	●予算常任委員会全体会
	○(最終日) 委員長報告、質疑、討論、採決等
23日 (火)	●予算常任委員会分科会(総務、教育民生) ●予算常任委員会全体会

11月定例月議会は、上記日程で開催されました。

各常任委員会

総務常任委員会 (8 人)	
委員長	後藤 純子
副委員長	樋口 博己
委員	川村 幸康
委員	早川 新平
委員	樋口 龍馬
委員	森 智子
委員	森川 慎
委員	諸岡 覚

委員名簿

教育民生常任委員会 (8 人)	
委員長	竹野 兼主
副委員長	田中 徹
委員	伊世 利子
委員	上 麻理
委員	笹岡 秀太郎
委員	中川 雅晶
委員	日置 記平
委員	山田 知美

産業生活常任委員会
(9 人)

産業生活常任委員会 (9 人)	
委員長	谷口 周司
副委員長	今村 厚美
委員	伊藤 翱也
委員	太田 紀子
委員	加納 康樹
委員	小林 博次
委員	笹井 絹予
委員	辻 裕登
委員	山口 智也

都市・環境常任委員会
(8 人)

都市・環境常任委員会 (8 人)	
委員長	石川 善己
副委員長	村上 曜
委員	荒木 美幸
委員	荻須 智之
委員	小田 あけみ
委員	平野 貴之
委員	水谷 一未
委員	森 康哲

予算常任委員会
(議長を除く 33 人)

予算常任委員会 (議長を除く 33 人)	
委員長	加納 康樹
副委員長	水谷 一未

決算常任委員会
(議長及び議会選出
監査委員を除く 31 人)

決算常任委員会 (議長及び議会選出 監査委員を除く 31 人)	
委員長	平野 貴之
副委員長	上 麻理

議案・請願審議の流れ

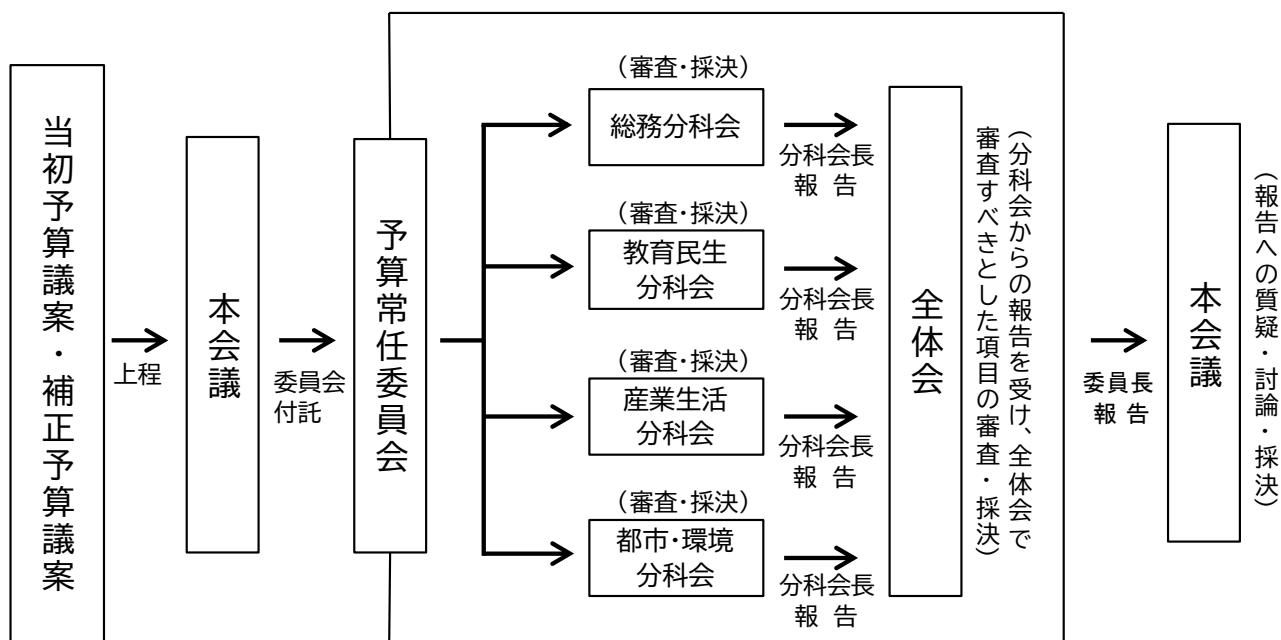
【議案】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

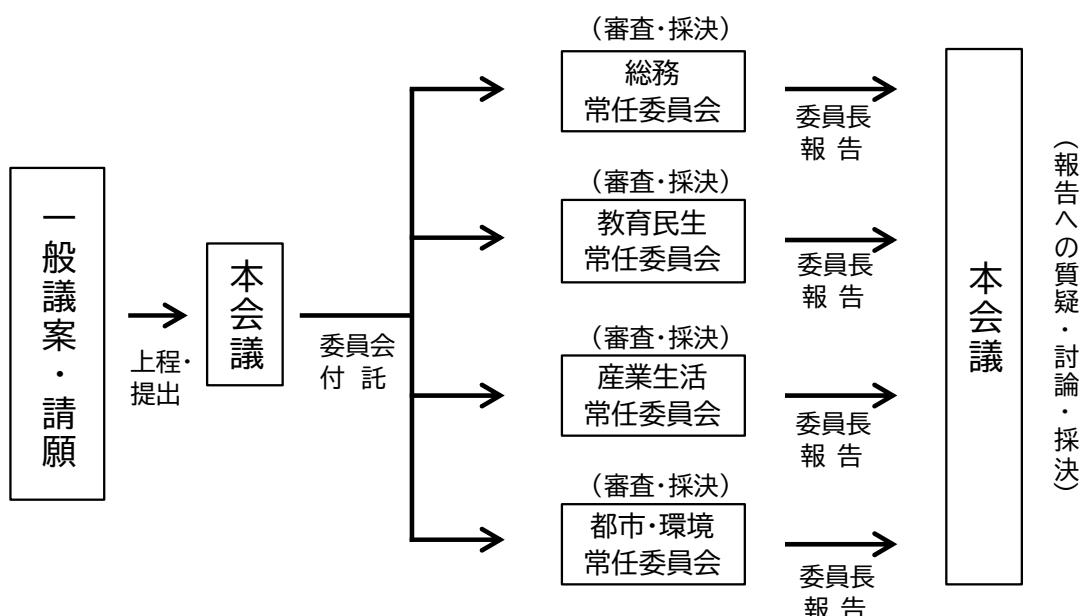
【請願】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審議の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審議の流れは下記のとおりです。



令和7年11月定例月議会 委員会で審査した事項について

今定例月議会では、下記のとおり、補正予算関係議案、条例の一部改正に関する議案、工事請負契約に関する議案などについて審査を行いました。

○ 予算常任委員会

- 議案第59号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第61号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和7年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和7年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
- 議案第67号 令和7年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第68号 令和7年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- 議案第69号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計第1回補正予算
- 議案第91号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

○ 総務常任委員会

- 議案第70号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第73号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 四日市市公契約条例の一部改正について
- 議案第75号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 議案第86号 動産の取得について 一密閉式簡易トイレスット一
- 議案第89号 訴えの提起について
- 発議第11号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について

○ 教育民生常任委員会

- 議案第77号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について
- 議案第78号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第79号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第80号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 発議第12号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出について

○ 産業生活常任委員会

- 議案第81号 四日市市ふれあい牧場条例の廃止について
- 議案第83号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 議案第84号 工事請負契約の締結について 一四日市競輪場外向投票所新築ほか工事 一
- 議案第87号 動産の取得について 一温水プール公認大会用備品一
- 議案第88号 動産の取得について 一温水プール備品及び消耗品一
- 発議第13号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について

○ 都市・環境常任委員会

- 議案第82号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について
- 議案第85号 工事請負契約の締結について 一三重橋垂坂線道路改良工事一
- 議案第90号 市道路線の認定について

令和7年度11月補正予算（第7号）案の概要

1. 11月補正予算（第7号）案について

補正の内容は、競輪事業特別会計において、車券売上が当初の見込みを大きく上回ることから、歳入について、車券売上金の増額補正を行うとともに、歳出について、車券払戻金や臨時場外開設開催経費などの開催関連経費のほか、競輪事業施設等整備基金積立金及び一般会計繰出金の増額補正を行おうとするものであります。

これに併せて、一般会計では、歳入において、競輪事業特別会計繰入金の増額補正を行うとともに、財政調整基金繰入金の減額補正を行おうとするものであります。

その結果、11月補正予算（第7号）案の予算規模は、次のとおりです。

[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	145,182,285	0	145,182,285
特別会計	92,708,078	8,600,000	101,308,078
企業会計	75,971,004	0	75,971,004
財産区	50,900	0	50,900
計	313,912,267	8,600,000	322,512,267

令和7年度11月補正予算（第8号）案の概要

1. 11月補正予算（第8号）案について

一般会計における補正の主な内容は、9月12日からの大雨に伴う災害において被災した市民に対する支援として、生活必需品の提供や止水板等の設置に対する補助金を計上したほか、売上げが減少した事業者を対象とする融資（セーフティネット保証4号）に係る保証料補助金、商店街が実施する賑わい創出や災害予防への取り組みに対する補助金を計上しようとするものです。加えて、知と交流の拠点施設整備に係る基本設計業務委託費の債務負担行為を追加しております。

また、ふるさと応援寄附金が当初の想定を大きく上回る見込みであるため、返礼品等に要する経費の増額補正を行っております。

このほか、新しい地方経済・生活環境創生交付金の補助採択を受け、都市公園整備事業費の増額補正などを行っております。加えて、公定価格の上昇に伴う保育所等の事務費事業費などに係る扶助費について、実績が当初予算を上回る見込みであることから、増額補正を行っております。

歳入については、ふるさと応援寄附金や一般繰越金の増額補正を行うとともに、歳出各款に関する特定財源の補正を行うほか、市債の発行抑制及び財政調整基金繰入金の減額補正により収支の均衡を図りました。

このほか、令和8年4月1日から業務を開始するため本年度中に契約を行う必要のある事業費について、債務負担行為を追加するとともに、繰越明許費、地方債の補正を行っております。

特別会計については、過年度国県支出金等返還金の確定等により、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計において増額補正を行うとともに、各会計において債務負担行為の追加を行っております。

企業会計については、水道事業会計において、営業費用の増額補正、下水道事業会計において、建設改良費の減額補正、農業集落排水事業会計において、営業費用の増額補正を行っており、併せて各会計において債務負担行為の追加などを行っております。

このほか、人事院勧告に準じ、議員報酬や市長及び副市長の給与、並びに職員の人工費について、一般会計、土地区画整理事業特別会計を除く各特別会計、並びに市立四日市病院事業会計及び農業集落排水事業会計において所要の予算措置を行っております。

その結果、11月補正予算（第8号）の予算規模としては、次のとおりです。

[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	(単位：千円) [補正後の額]
一般会計	145,182,285	2,704,272	147,886,557
特別会計	101,308,078	646,085	101,954,163
企業会計	75,971,004	△ 723,171	75,247,833
財産区	50,900	0	50,900
計	322,512,267	2,627,186	325,139,453

令和7年度11月補正予算（第9号）案の概要

1. 11月補正予算（第9号）案について

補正の内容は、令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」における、0歳から高校生年代までの児童を養育する保護者に対し、児童1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するため、所要の事業費及び事務費を計上しようとするものです。

歳入につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び事務費補助金を、国庫支出金に計上することによって収支の均衡を図りました。なお、事業費及び事務費の一部につきましては、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の追加を行っております。

その結果、11月補正予算（第9号）の予算規模としては、次のとおりです。

（単位：千円）

[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	147,886,557	967,300	148,853,857
特別会計	101,954,163	0	101,954,163
企業会計	75,247,833	0	75,247,833
財産区	50,900	0	50,900
計	325,139,453	967,300	326,106,753

総務常任委員会／総務分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

知と交流の拠点施設整備事業費（新図書館等拠点施設整備）

1. 目的

知識や情報、人に会える滞在型図書館を核とし、市民の創造・交流活動の場となる多目的ホール、カフェ等を組み合わせた、「知」と「交流」の拠点施設の整備を進める。

2. 内容

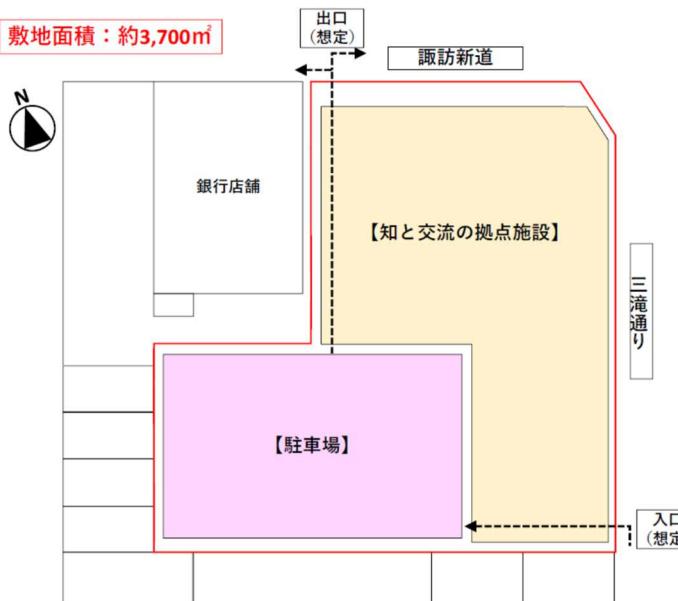
中心市街地の市役所北側民有地において、滞在型の「知」と「交流」の拠点施設整備に向け、市民意見をいただきながら、建物の配置、間取り、外観、構造、設備などの基本的な内容を図面として取りまとめる基本設計を行う。

基本設計に合わせて実施する市民ワークショップについては、スターアイランド跡地での市民ワークショップ等でいただいた新図書館に関する市民意見に加えて、新たに多目的ホールなど図書館以外の機能を中心に市民意見をいただき、多目的ホールやワークショップスペースなど交流機能の使い方等について、基本設計に反映していく。

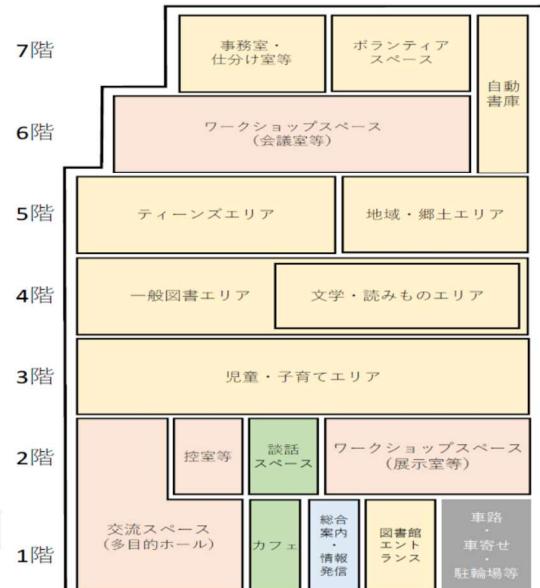
加えて、令和 7 年 9 月 12 日の記録的大雨を受けて、建物の基本設計に合わせて、拠点施設からの雨水の流出抑制方策についても検討を行う。

なお、令和 8 年度の基本設計完了に向けて、令和 7 年度から基本設計者の選定手続を行う必要があることから、債務負担行為を計上する。

【建物配置のイメージ】



【フロア構成のイメージ】



※建物配置・フロア構成については、基本計画（平成 30 年策定）の想定規模を基に配置したイメージであり、今後進める基本設計の中で内容を固める。

※2階のワークショップスペース（展示室等）については、活動の規模に応じて間仕切りを変更できる展示室のほか、多目的ホール（発表の場）と一体となった、音楽・ダンス・演劇など様々な活動の練習の場を設けるものとしている。

※6階のワークショップスペース（会議室等）については、知の拠点としてグループでの学習等に利用できる研修室・学習室のほか、市民が企画する講座等の開催場所や準備段階でのミーティングに利用できる、会議室等を設けるものとしている。

※なお、ワークショップスペースの規模（面積）については、他の公共施設との使い分けや役割分担を踏まえて、今後、基本設計を進める中で、基本計画の想定規模から見直しを検討する。

3. 債務負担行為（追加）

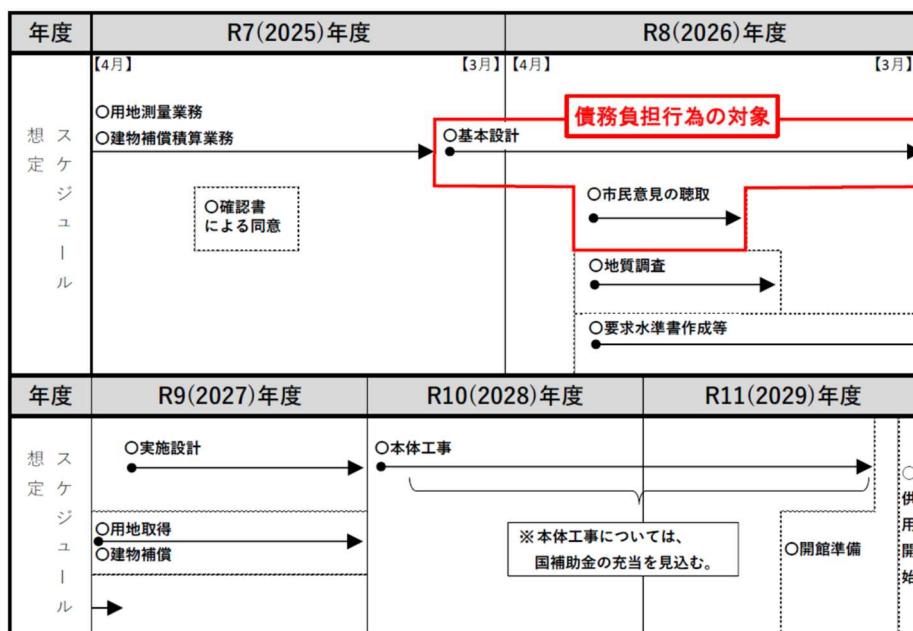
知と交流の拠点施設整備基本設計業務委託

限度額 271,000千円

期間 令和7年度から令和8年度まで

4. スケジュール

- 各地権者等が、知と交流の拠点施設整備事業にご協力いただくに際し、「収用等の課税の特例（5000万円控除等）」の適用に向け、三重県等の関係機関との協議を進める。
- この特例を適用するための協議には、「事業計画を示した各階平面図、立面図等」が必要となることから、今後、基本設計を進め関係機関との協議が整った後に、正式な買取申し出を行い、用地取得契約を結ぶこととなる。



※各工程が最短で進んだ場合

5. 知と交流の拠点施設（新図書館等拠点施設）整備について

（1）各地権者等との交渉状況

- ・各地権者や建物所有者に対し、用地買収費や借地料、建物等補償費の概算金額を示した上で、事業地内で対象となる9名の地権者等全員から事業協力の意向を「確認書」としていただいた。
- ・借地の意向が示されている一部土地（約1950m²）については、定期借地ではなく普通借地でお願いしており、当初設定する借地期間を50年以上、借地料については年額約800万円で協議を進め、了承をいただいている。
- ・令和7年9月12日の大雨に伴い、9月定例月議会での関係予算の撤回を受けて、見直した事業スケジュールを地権者等全員に説明し、協力の意向に変わりがないことを確認している。



(2) 概算総事業費について

- ・知と交流の拠点施設本体と駐車場については、図書館システムやサイネージ、家電や消耗品等の備品購入費を除き、120億円～150億円の範囲で整備していく。
- ・用地買収費については、5筆の合計約1750m²で約5.2億円、建物等の補償費については、建物4棟の移転補償費と工作物の補償費等の合計で約1.5億円を見込んでいる。

○概算総事業費については、建物整備費（120億円～150億円）に、用地買収費と建物等補償費（約7億円）を合わせた127億円～157億円で事業を進めていく。なお、借地料については年額約800万円を見込んでいる。

- ・また、自動車文庫の拠点及び閉架書庫（利用者に電子で提供できる資料の原本等の保管場所）については、別途、確保することとしており、整備として約1.2億円程度、現図書館の除却費用3.8億円程度を見込んでいる。

※近年では、工事費等が高騰しており、今後の動向については予測がつかない状況であるため、基本設計を進める中でコスト縮減を努めながら具体的に精査し、その時点での建設物価等を反映していくものとする。

※また、イオングループ様より、「イオングループ発祥の地とも言える、岡田屋呉服店跡地に近接した場所で整備される施設のコンセプトに賛同し、地域の生涯学習、文化の

発展に貢献していきたい。」旨の意向を伺っており、知と交流の拠点施設の整備にあたり、10億円の寄附をいただけたこととなっている。

6. 知と交流の拠点施設への公共交通機関の利用手段について

(1) 各地権者等との交渉状況



7. 分科会での主な議論

Q. 土地の取得費用の内訳を改めて確認したい。

A. 事業範囲約3700m²のうち、借地部分の約1950m²は年額800万円の借地料を予定している。借地料については、固定資産税評価額の4%から鑑定額の間で交渉を行い、この金額で合意に至った。残りの土地等の取得部分については、鑑定額を基に積算した概算額で合意しており、これらの用地買収費と建物等の補償費を含めて約7億円である。

Q. その金額は地権者等と合意した金額か。

A. 最終的には契約書を締結して確定となるが、現時点ではこの概算額で地権者等と合意している。

Q. 合意は口頭か。

A. 先方からは、8月に開催した議員説明会の資料にある確認書をもらっている。

Q. 確認書には概算額が記載されているか。

A. 確認書に金額は記載していないが、口頭で伝えたうえで確認書をもらっている。

Q. 地権者等が税控除を受けるために税務署との協議が必要と説明があったと記憶している

が、その協議はどうなったか。

A. 地権者が本事業に協力いただくことで、土地の売買による税控除を受けるためには、県による都市計画事業認可を受ける必要がある。その事業認可申請には各階の平面図等の詳細な図面が必要であるため、今議会において基本設計費を計上している。また、税控除を受けるためには、価格の提示後6か月以内の契約が必要となる。税務署からは、概算額であれば、地権者等に事前に伝えても正式な価格提示とはならないと言われたため、概算額を口頭で提示したうえで事業協力に関する確認書を受領した。

Q. 2億7000万円をかけて基本設計を作成する前に、先に土地の売買について合意すべきではないか。以前は、税控除の適用には基本設計が不可欠だと説明されていたが、これまでの説明と整合性が取れていないのではないか。

A. 以前から説明しているとおり、税控除を受けるためには都市計画事業認可を受ける必要があり、事業認可申請に図面が必要となる。また、概算額であれば地権者等に提示することは、価格の提示後6か月以内の起算点にならないことが税務署に確認できたため、現在は概算額で地権者等から協力の意向を得ている。こういったことから、予算成立後に基本設計により図面を作成し、県の都市計画事業認可後にあらためて正式に価格を提示してから、6か月の期限内に契約を行う手順を考えている。

Q. スターアイランド跡地の事例を踏まえて、基本設計を行う前に、先に確実に土地を取得してから、事業を進めるべきではないか。

A. 繰り返しになるが、税控除の適用に必要な県の事業認可を得るには、基本設計に基づく図面が不可欠である。既に地権者等から協力の意向を得ているため、次の段階として、事業認可申請に向けた基本設計業務を進めるものである。

Q. 税控除を受けるために図面が必要な点は理解するが、多額の設計費をかける前に土地の確保が先決ではないか。

A. 地権者等へは概算額を提示して、事業協力に関する確認書で合意を取っており、税控除を適用するために、現時点でできる最大限の土地の確保に向けた確認はできていると認識している。

Q. 確認書は確約ではないと考えており、スターアイランド跡地のように無駄な支出にはならないという確証はあるのか。

A. 担当者は地権者等と定期的に意見交換を行っており、9月12日の水害の後も地権者等の意向に変わりはないと伺っている。

(意見) 土地の確保が確実ではないのに、2億7000万円の支出を伴う債務負担行為を認めるわけにはいかない。

Q. スターアイランド跡地での事業を、コストの急増等を理由に断念した経緯から、予算を認めるには、支出の合理的根拠や市が許容できる取得費の上限を、明確に示す必要があるのではないか。

A. 提示した概算額は鑑定に基づいた土地価格及び国の基準に基づいて調査した建物等の補償額であり、根拠ある金額である。今後、地価公示等の変動を踏まえた契約時の微調整はあり得るが、大幅な変動はないと見込んでおり、この金額を前提に進める。

Q. 契約時に合意に至らない可能性がある以上、現時点でリスクを排除できていない。土地が確保できてから、設計を進めるのが正しい手続きではないか。

A. 土地を先行取得することは、税控除の関係があり、手続き上困難だが、議会からの指摘も踏まえて、地権者等から署名または押印した確認書を取得している経緯がある。契約の完全な保証はできないが、資料に記載のとおり総事業費 127 億円から 157 億円の範囲内で事業を進める方針である。

Q. 確認書に押印があるということであれば、土地取得に対して確実性が増すとも考えられるが、押印があるということでよいか。

A. 押印または署名をもらっている。

(討論) 質疑を経ても土地を取得できる確証が得られず、過去のスターアイランド跡地と同様に、設計費が無駄になる懸念が払拭できないため、当該予算に反対である。

(討論) 税法上、現状以上に地権者等から確約を得ることが困難であることは理解しており、加えて、地権者等から確認書を取ったり、賃借料が懸念された額より相当安価に抑えられた点を高く評価しており、当該予算に賛成する。

＜分科会での審査結果＞

→令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）第 3 条 債務負担行為の補正のうち、知と交流の拠点施設整備事業費については、採決の結果、可否同数であったため、分科会長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第 86 号 動産の取得について—密閉式簡易トイレセット—

1. 概要

災害時の指定避難所における避難生活に備え、高齢者や要配慮者が利用しやすい密閉式簡易トイレセット 70 基を購入する。

2. 内容

- ・汚物処理袋が自動的にセットされ、排泄物や汚物を 1 回毎にラップ（個包装）し密封することができ、高齢者や要配慮者などが利用しやすく、衛生環境の改善に高い効果がある。
- ・指定避難所となる各地区市民センターへ 1 基（24 基）、市役所へ 3 基備蓄を行うとともに、北部拠点防災倉庫、南部拠点防災倉庫及び安島防災備蓄倉庫へ集中備蓄（43 基）を行う。

（1）1 台当たりの使用回数について

電源方式は、AC 電源となっており、付属する汚物処理袋（フィルムロール）1 セットの装着で 50 回分のトイレ使用が可能となる。

また、停電時には、防災倉庫に備蓄する発電機と今回購入する専用バッテリー（1 回の充電で約 90 回使用可能）を併用することを想定している。

なお、今回の契約では、1 台当たり 500 回分（フィルムロール 10 セット）を購入す

ることとしている。

(2) 備蓄の考え方について

密閉式簡易トイレセットは、各地区市民センター並びに市役所へ備蓄を行うとともに、北部・南部の拠点防災倉庫及び安島防災備蓄倉庫において集中備蓄を行う。この集中備蓄分については、避難者の状況に応じて、小学校等の指定避難所へ配備することを想定している。

(3) トイレに関する廃棄物の保管について

密閉式簡易トイレセットに限らず、災害時に使用する携帯トイレなどの廃棄物は、可燃ごみとして処理する。

指定避難所では、これらの廃棄物を防災倉庫に保管されている汚物収納袋に収集し、一時的に屋外に保管する。その後、市が回収・処理を行う。



密閉式簡易トイレセット

3. 金額等

- ・取得金額：22,137,500 円
- ・契約相手方：ミドリ安全三重株式会社
- ・契約方法：指名競争入札 6 社
- ・納入期限：令和8年3月20日

4. 委員会での主な議論

Q. 70基の配置はどのように計画しているか。

A. 各地区市民センターに1基、市役所に3基を配置し、残る集中備蓄分については、小学校等避難所への配達範囲を考慮し、市内3か所の拠点防災倉庫へ配置する方針である。

Q. 発災時にはどのように配備するのか。

A. 発災後は、要配慮者の避難者数などの情報に基づき、各避難所での必要数に応じ、柔軟に配備する。

(意見) 緊急時にトイレの数を把握する余裕はないと考えるため、事前に検討しておくべきである。

＜委員会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

教育民生常任委員会／教育民生分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

夏休み児童預かり事業業務委託費

1. 目的

小学校の夏休み期間中に、保護者が安心してこどもを預けることのできる環境を整備し、子育てと仕事の両立を応援する。

2. 内容

保護者が就労等のため、夏休み期間に限って小学生のこどもを預けたいというニーズの受け皿として、児童の預かり事業を時限的に実施する。また、本事業を実施することで、既存の学童保育所のニーズ分散を行い、学童保育所における待機児童の抑制を図る。

（1）業務概要（案）

- ・実施場所 富洲原小学校、橋北小学校、楠小学校
- ・実施期間 令和 8 年 7 月 21 日（火）から 8 月 31 日（月）まで ※土日祝日を除く
- ・実施時間 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
- ・定員 各施設最大 100 名
- ・対象児童 保護者が就労等により昼間家庭におらず、学童保育所に入所していない市内の小学生
- ・利用者負担 児童 1 人当たり 20,000 円

（2）スケジュール（案）

- 令和 8 年 2 月 プロポーザル審査会・委託業者の決定
- 3 月 業務委託契約
- 7 月～8 月 各施設にて夏休み児童預かり事業実施

3. 債務負担行為（追加）

- 限度額 17,700 千円
- 期間 令和 7 年度から令和 8 年度まで

4. 分科会での主な議論

- Q. 実施場所が市の東部に偏っていることについて、需要の高い地域であることは理解するが、今後の実施場所についての考え方はどうか。
- A. 本事業は時限的な措置であり、学童保育所の逼迫状況を踏まえて実施していくが、今後もニーズが高いことが見込まれるため当面実施していきたいと考えている。また、長期休暇における児童の受入れを実施している学童保育所の場所も踏まえ、令和 8 年度は当該箇所を選定したが、令和 9 年度以降は、利用者アンケートによって利用者の居住地や保護者の勤務地を把握し、ニーズに沿って実施場所を選定したい。また、夏休みの期間に毎日早朝から夜間まで利用可能な施設を選定するのに苦心したところがあり、必ずしも理想的な配置とならない場合もあるが、できるだけ多くの人の利便性を考慮して実施場所の選定をしていきたい。
- Q. 配置する指導員の人員確保が課題と考えるがどうか。

- A. 少しでも多くの事業者にプロポーザルに参加してほしいと考えている。12月に実施要領等を公表し、7月に事業を開始するため、その期間で人員確保をしてもらいたいと考えている。
- Q. 各施設最大100名あるが、100名が上限なのか。
- A. 市内3か所での申し込み状況を見ながら、できるだけ多くの人が利用できるよう可能な範囲で柔軟に対応したい。

民生委員・児童委員の日パネル展開催業務委託

1. 事業概要

民生委員・児童委員の活動や役割を広く市民に周知するため、民生委員・児童委の日（5月12日）に合わせ、市内の商業施設においてパネル展を開催する。

2. 債務負担行為（追加）

限度額 740千円
期間 令和7年度から令和8年度まで

3. 分科会での主な議論

- Q. 民生委員・児童委員の日パネル展はどこでどのように開催するのか。
- A. 5月12日の民生委員の日に合わせ、毎年市内の商業施設でパネル展を開催している。会場においては、26地区の民生委員児童委員協議会の活動内容をわかりやすく展示することにより、民生委員活動の周知啓発を行うことを目的としている。
- Q. 民生委員・児童委員のなり手不足解消のためにも予算を増やし、実施場所や内容を拡充すべきではないか。
- A. 今回のパネル展は、令和8年度当初予算成立から実施までの準備期間が短いため債務負担行為として上程しているが、他にも民生委員の活動について様々な啓発・周知を図っており、これらは新年度予算に計上する予定である。
- （意見）商業施設での展示は、関心のない層にも周知できる有効な手段である。こうした周知方法にさらに予算をかけ、充実させてほしい。
- Q. 民生委員パネル展は良い取組だが、作成の手間を懸念する声もある。民生委員の負担を考慮し、労力をかけずに効果的に周知する方法を模索すべきではないか。
- A. パネル作成が負担に感じるという声がある一方で、やりがいを感じているという声も多くある。他にも市内全小中学生に対し民生委員を紹介するパンフレットの配布や、民生委員の生の声を伝える動画の配信など、様々な方法で啓発に取り組んでいる。
- Q. パネル作成等に時間や費用がかかる作業に対し、今後は対価や費用弁償等の検討も必要ではないか。
- A. パネルのデザインや設置は業者に委託するが、原案は各地区の民生委員児童委員協議会と協力して作成している。パネル展を通じてブロックごとの民生委員同士の交流につなげたいなどの前向きな意見もあるため、民生委員の負担にならないよう配慮しながら、適切に支援していきたい。

＜分科会での審査結果＞

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

産業生活常任委員会／産業生活分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

こどもみらいクーポン管理システム等導入経費（債務負担行為）について

1. 目的

こどもたちが多様な体験プログラムを通じて得たクーポンプログラムにより、優れた文化芸術やスポーツに触れ、将来にわたって文化芸術やスポーツに親しむ風土を醸成する。加えて、本市の文化芸術及びスポーツ振興を推進するとともに担い手の育成につなげる。

2. 内容

（1）こどもみらいクーポン事業について

市内の小中学生を対象に、こどもたちが楽しみながら参加できる多様な体験プログラムを提供し、体験等を通じて達成感やモチベーションを高め、文化芸術・スポーツ事業（クーポンプログラム）への参加意欲を駆り立てる事業を実施する。

① 体験プログラム（指定管理者が実施する事業を含む。）

こどもたちが楽しみながら参加できる多様な体験プログラム

- 例) ・各種スポーツ教室への参加 ・郷土が誇る芸能大会の観覧
 ・図書館や地区市民センター図書室の利用 ・博物館常設展示の見学

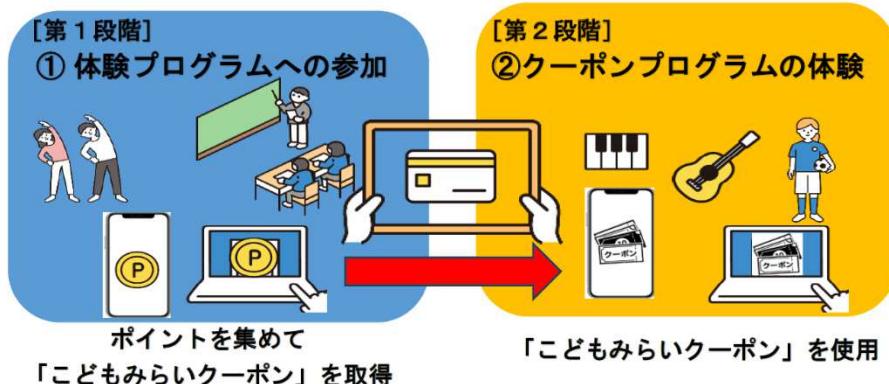
② クーポンプログラム

市（指定管理者を含む。）と本事業に賛同する民間事業者が提供する上質な文化芸術・スポーツ事業の体験

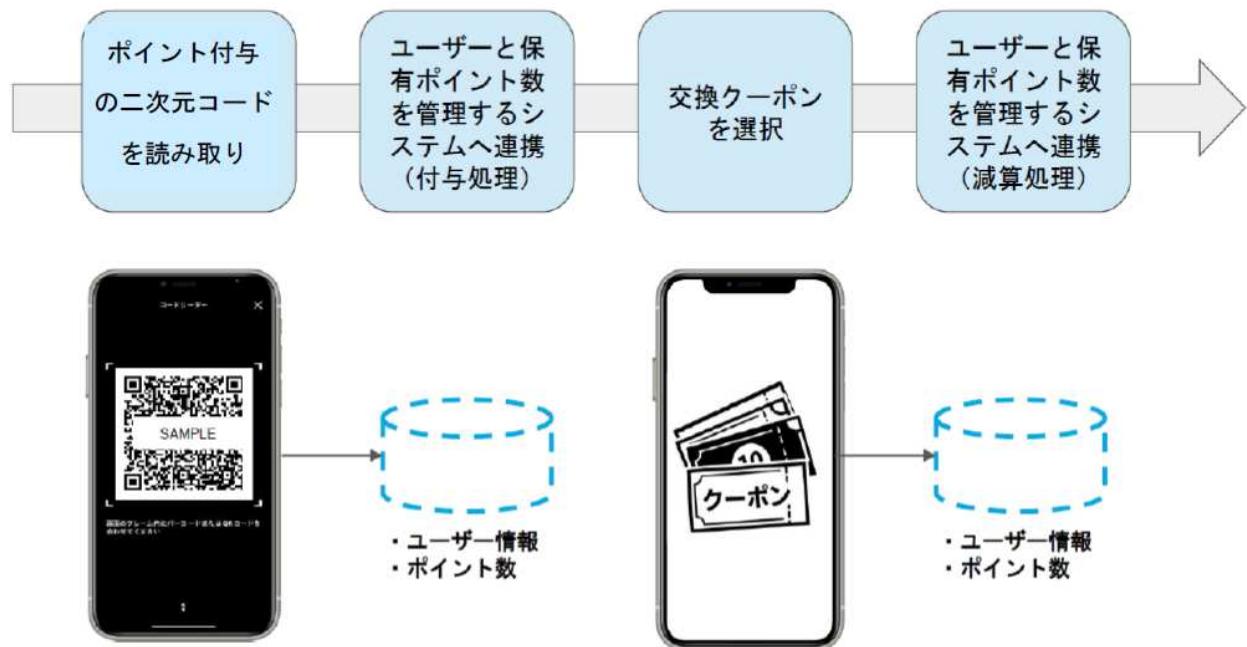
- 例) ・プロのスポーツ選手やアーティストとの交流（ワンポイントレッスン等）
 ・優れた芸術鑑賞機会の提供（オーケストラ、バレエ、歌舞伎等）
 ・文化会館第1ホールでスタインウェイのピアノ演奏体験 など

（2）事業の実施方法

体験プログラムの参加により付与される「ポイント」を集め、クーポンプログラムに参加するための「こどもみらいクーポン」を取得する。



【ポイント付与とクーポン発行のしくみ】



【検討中のプログラム事例】

分 野	項 目
スポーツ	アリーナ席でトップレベルの試合を観戦
	スポーツ選手との交流会（質疑応答、サイン会、写真撮影等）
	トップアスリートによるマンツーマンスポーツ教室
文化芸術	文化会館第1ホールでスタインウェイピアノを演奏
	公演の舞台裏を見学
	アーティストとの交流会（質疑応答、サイン会、写真撮影等）
観光交流	フィルムコミッショナーエキストラ出演
	ラジオのパーソナリティとして番組出演
	こにゅうどうくんと一緒にSNSで魅力発信

※クーポンプログラムは、こどもたちが自らの意欲によってこれまで経験したことのない貴重な体験や新たな体験をする参加券の意味あいであり、金券ではない。

（4）中学校部活動の地域展開への活用について

令和8年度以降に地域へ展開されていく休日の中学校部活動については、現在、教育委員会を中心にあり方検討が進められている。

こどもみらいクーポンを中学校部活動の地域展開へ活用できるよう、教育委員会と協議している。

（5）児童生徒への対応について

小学校中学年から中学校までの児童生徒については、システム上でのマニュアル閲覧やコールセンターの設置などの対応を検討している。

一方、小学校低学年の児童及び保護者については、保護者向けホームページの開設や保護者が持つスマートフォン・タブレットでシステムを利用できるようにするなど、保護者から児童にフォローできるような対応を検討している。

これらの対応については、教育委員会と連携し、各学校から児童生徒・保護者へ周知を行う予定である。

（6）債務負担行為の内容

事業の開始に向け、市立小・中学校で貸与されている学習者用タブレット端末等に運用可能な専用システムの導入が必要となる。このため、システム開発及び保守運用、ポイント付与を行うための環境整備等を行う。

令和7年度中に事業者の選定を行う必要があるため、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を計上する。

3. 債務負担行為（追加）

- ・こどもみらいクーポン管理システム等導入経費

限度額 35, 400千円

期間 令和7年度から令和8年度まで

内訳

令和7年度： 0千円

令和8年度： 35, 400千円 システムの開発及び保守運用等に係る経費

※R9以降は、システム等保守運用等に係る経費が必要

4. 分科会での主な議論

- Q. 債務負担行為の限度額 3540 万円について、システム開発費と保守運用費の内訳はそれぞれいくらか。
- A. 令和8年4月からのシステム開発費に約 1700 万円、10月の本格稼働を含む当年度の運用経費に約 1800 万円を見込んでいる。
- Q. 令和9年度以降は、システム運用経費として毎年約 1800 万円が恒常に発生するということか。
- A. システム運用経費としてはそのとおりだが、別途プログラム作成や通信環境整備等の費用も必要になると想定している。
- Q. 本事業の事業者選定は、公募型プロポーザル方式で全国から広く募集するのか。
- A. そのとおりである。多くの事業者から提案を受けられるよう、広く参加を募り選定を進めていく。
- Q. 公立小中学校以外の私立学校や特別支援学校、不登校等の児童生徒もクーポンを活用できるよう、端末利用や周知等の支援策をどう講じるのか。
- A. 児童生徒や保護者が所有するスマートフォン等でも利用可能なシステムとし、広く周知を行う。また、外出困難な児童生徒も含め、誰も取り残さないプログラムや仕組み作りを進めていく。
- (意見) 公立小中学校以外の児童生徒や配慮が必要な児童生徒こそ活用できるよう、特性に応じたプログラムの検討や全庁的な連携を行い、全ての児童生徒が参加できる仕組みとしてほしい。
- Q. 小学生は、保護者の付き添いがないと校区外に出られないという移動制限等により、体験プログラムを実施する施設へのアクセスに地域間格差が生じる懸念がある。居住地や交通費負担による不平等の解消に向け、教育委員会とどう連携しているのか。
- A. 指摘いただいた部分については、教育委員会と協議を行っており、体験プログラムを身近な地区市民センターや地域行事も対象に含めることで、どの地区でも等しく参加機会が得られるよう努める。

(意見) 体験施設の偏在や経済的理由による機会の不均等はあってはならない。居住地による格差が生じないよう、平等性の確実な担保を求める。

Q. 不登校児童生徒が千人を超える事例もある。取りこぼし防止のため、学童保育を含む多様な団体と連携し、周知や事業開始に向けた調整を行う必要があると考えるがどうか。

A. 児童生徒たちにとって良い仕組みとなるよう、多様な入口を確保するため、様々な団体と連携を行うとともに、児童生徒たちのニーズを聞き取りながら事業を進めていく。

Q. 質の高い体験の提供こそが本質であるため、当初からポイントを付与すべきと考えるが、現時点での方針を確認したい。

A. 基本的には体験参加でポイントを貯める仕組みだが、利用期間が限られる中学3年生への公平性の観点などから、初期付与の有無や方法については現在検討中である。

Q. 本事業の体験プログラムは、学校の授業以外である土日などの実施を想定しているのか。

A. 体験プログラムは、学校の学習活動ではなく、地域行事や市の講座等を対象とするため、土日休日の実施が多くなると想定している。

Q. 体験プログラムへの参加にあたり、事前予約は必要か、あるいは当日参加も可能なのか。

A. 各担当課が行う運営形態によると考える。当日参加可能なものもあれば、事前申込が必要なものもあり、個別のプログラムごとに異なると想定している。

Q. 市民からの意見募集において、各教育機関への事前提案の有無を問う声が寄せられているが、事業化にあたり協議等は行っているのか。

A. 教育委員会とは十分に協議を重ね、連携を図りながら事業を進めている。

Q. 体験プログラムのシステムにアクセスできない家庭への懸念にどう対応するか。

A. 端末面では公立小中学校の学習用タブレットの活用で概ね網羅できるとし、プログラム面では地域行事を取り入れ、身近な場所で参加できるよう配慮していく。

Q. クーポン利用時の費用負担が非営利団体等の主催者負担になると、実施困難であるとの懸念が寄せられている。費用負担の仕組みはどのようにになっているのか。

A. 当面は市がプログラムを用意し、民間事業を活用する場合は委託を行う。民間からクーポンプログラムの無償提供の申し出があれば、クーポンプログラムとして活用していく。

Q. 事業の定着にはシステムだけでなく、利用者や事業者への働きかけを行う運営事務局の設置が必要との意見があるが、市の考えはどうか。

A. 事務局の外部委託は行わず、当面は文化課が主体となり、府内調整や利用者への対応など事業運営を担っていく方針である。

Q. 児童生徒1人当たりの年間想定付与ポイントや、ポイントの金銭換算目安を確認したい。

A. 本事業は金券ではないため換算目安は設けない。例えば、体験10ポイント、訪問3ポイント等の付与を想定すると、最多で2000ポイント貯めることができるとなる。こどもみらいクーポンにはその半分の1000ポイント程度で特別な体験、あるいは、より少ない点数でも特典が得られる設定を検討中である。

Q. 不登校や家庭環境に制約があり、積極的に活動できない児童生徒も本制度を利用できる

よう、どのような配慮を行うのか。

A. 外出することが困難な児童生徒には、システムへのアクセスや情報の閲覧だけでもポイントが付与される仕組み等を検討しており、まずは端末を通じて興味を持つことから始められるよう配慮する。

Q. 市長の公約に基づく本事業だが、現在の中間報告に対し市長からどのような評価があつたのか。

A. 提案された事業内容を評価され、ぜひ実現したいとの強い意向が示された。これを受け、若手職員を中心に文化の分野だけではなく、観光やスポーツも含め、より良い事業になるよう今後も検討を進めていく。

Q. 今年度のプロポーザル実施後、来年度当初から児童生徒たちに本事業を提示できるスケジュールなのか。

A. まずは児童生徒たちに夏休み期間の試行運用に参加してもらい、システムの不具合等を検証した上で、10月からの本格運用を目指す。

Q. スポーツ教室等では保護者の同伴が多いが、本事業のプログラムにおいても保護者の参加や付き添いは可能か。

A. 児童生徒中心の活動ではあるが、親子での参加や保護者が見守れる環境としていきたい。

Q. 体験プログラムについて、不登校や障害のある児童生徒向けに専用のものを設けるのか、それとも全員が同じものに参加する形式か。

A. 体験プログラムには市の既存事業を組み込む予定である。これらは原則として誰もが参加できるものであるため、対象者によって募集枠を分けることは考えていない。

＜分科会での審査結果＞

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第67号 令和7年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

病院施設更新計画策定に向けたあり方検討支援業務委託費(債務負担行為)について

1. 目的

将来にわたり安定的な医療の提供を継続していくため、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、病院施設更新計画の策定に向けた取り組みを行う。

2. 内容

地元医療関係者、学識経験者等から構成する「市立四日市病院あり方検討委員会(仮称)」を設置し、新たな地域医療構想を踏まえた新病院の目指す姿や使命・役割のほか、医療機能をはじめとする将来の方向性といった当院のあり方について検討を行うにあたり、委員会等における提案・助言、調査・分析などの各種支援業務を、専門的知見を有する医療コンサルタントに委託することにより事業進捗の円滑化を図ることとする。なお、業者選定

(プロポーザル方式) を今年度中に行い、翌年度当初から検討を開始できる体制を整えるため、債務負担行為を計上する。

業務内容としては、あり方検討委員会における資料の作成・説明、検討項目に対する提案・助言、委員からの意見に対する調査・分析などとし、こうした各種支援業務を委託する。

○あり方検討の主な検討項目等

- ・新病院の目指す姿、果たすべき使命・役割
- ・新病院に必要とされる医療機能、新病院の望ましい立地条件
- ・市民アンケートの実施

○これまで進めてきた病院施設更新計画検討事業

- ・令和6年度（1年目） 病院施設更新計画策定に向けた課題抽出・整理

現在地において建て替えが可能か否かを判断するための客観的な要素の一つとするため、現在地及び近隣用地に病院を建て替えることを想定した場合の課題等の抽出・整理

- ・令和7年度（2年目） 病院施設更新計画策定に向けた基礎調査

当院を取り巻く環境の把握・分析や患者数の将来予測といった外部環境及び当院の経営状況の現状把握・分析といった内部環境についての基礎的な情報の調査・整理

3. 債務負担行為

限度額 13,200千円

期間 令和7年度から令和8年度まで

4. 分科会での主な議論

Q. 病院施設更新計画の市民アンケートで立地の希望を聞くのか。また、結果を重視して検討するのか。

A. 立地についても聞く予定であるが、結果や議会の意見を踏まえ、最終的に市が決定する。
(意見) アンケート結果の尊重は重要だが、医師の視点など他の要素も加味し、総合的に判断すべきである。

Q. あり方検討委員会の具体的な委員は決まっているのか。

A. 病院側は事業管理者の参加が確定している。市側は今後協議する。
(意見) 外部委員の意見は受け止めつつも、市と病院が主張すべき点は主張して議論を主導し、医療コンサルタント任せにならないよう進めるべきである。

Q. 市民委員は、病院の利用経験の有無や確実な参加等の観点から幅広く選定すべきと考えるが、どのように選定するのか。

A. 公募は行わず、市民代表としてふさわしい方を関係各所と相談して決定する。

Q. あり方検討委員会に正確な資料を提供しないと議論の方向性がずれると考える。県立病院との役割分担や急性期医療のあり方を含め、十分な判断材料の提供はされるのか。

A. 患者属性等の基礎調査に加え、県の地域医療構想に基づく医療圏の将来像や、開業医との役割分担等の視点も整理しており、それらの調査結果を議論の基礎として提供していく。

(意見) 国や県の方針と乖離せぬよう地域医療構想と整合させるとともに、赤字体質の改善も念頭に置き検討を進めるべきである。

Q. 市民が意見を述べる環境整備は重要であると考えるが、今回のアンケート対象者以外に、今後広く市民の意見を聞く機会はあるか。

A. 今回は検討委員会の議論の材料とするためのアンケートである。建て替え等の計画が具体化した段階では、パブリックコメント等を実施し広く意見を聴取する。

Q. アンケートの実施時期はいつ頃を予定しているのか。

A. 今年度中に契約手続きを行い、令和8年4月から業務を開始する。5月または6月に開催される第1回目のあり方検討委員会で内容を審議した上で、速やかに実施する予定である。

＜分科会での審査結果＞

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

都市・環境常任委員会／都市・環境分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

災害廃棄物（家電リサイクル法対象製品）処理手数料（廃棄物対策事業）

1. 目的

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害により発生した災害廃棄物について、家電リサイクル法対象製品の適正処理を行う。

2. 内容

浸水被害を受けた各家庭等から発生した災害廃棄物は市が回収し、クリーンセンターにおいて順次処理を行っているが、回収した家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）については家電リサイクル法に基づいて処理する必要がある。このため、所定のリサイクル料金について、増額補正を行う。

[回収実績] 受け入れ期間：令和 7 年 9 月 14 日～10 月 31 日

品名	台 数	処理手数料
冷蔵庫	31 台	136,340 円
テレビ	18 台	48,320 円
洗濯機	13 台	33,660 円
エアコン	1 台	990 円
合計	63 台	219,310 円



回収した災害廃棄物

3. 補正予算額

220 千円

（財源内訳）一般財源 220 千円

4. 分科会での主な議論

Q. 令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害により各家庭等から発生した災害廃棄物について、回収期間は終了しており、今後回収件数が増えることはないという理解でよい

か。

- A. 災害廃棄物の回収期間としては10月31日までで締め切った。
- Q. 中心市街地で浸水した業務用冷蔵庫の持ち込み事例はあったのか。また家電リサイクル法の対象になるのか取扱いを確認したい。
- A. 災害廃棄物として業務用冷蔵庫も受け入れたが、家電リサイクル法の対象範囲は一般家庭および商店等で使用する家庭用機器のため、業務用冷蔵庫は対象外である。

＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 68 号 令和 7 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算

気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究

1. 目的

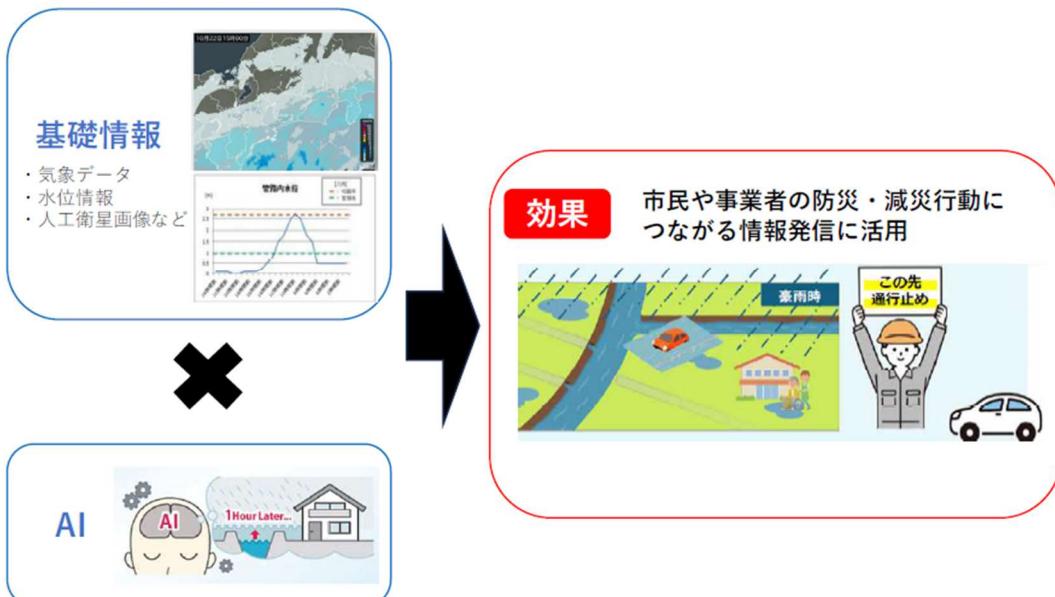
気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、整備水準を超える降雨に見舞われた際に、浸水の未然防止や被害の最小化を図るため、市民や事業者の防災・減災行動につながる情報発信について調査研究を行う。

2. 内容

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨により多数の浸水被害を受けた中心市街地を対象に、降雨状況・予報などの気象データ、センサー等で取得した水位情報、地形情報や人工衛星画像、下水道施設の情報等を組み合わせた AI による浸水予測の実用性を検証し、実装化を目指す。

また、得られた情報を見える化し、市民や事業者へ迅速かつ的確に情報発信するための方法を検討する。

＜調査研究のイメージ＞



3. 補正予算額

3, 000千円

(財源内訳) 自己財源 3, 000千円

4. 分科会での主な議論

Q. 令和7年9月12日からの大雨により浸水被害を受けた地域という理由以外に、中心市街地を調査研究の対象とした理由は何か。

A. 雨水については「排水区」を設定しており、くすの木パーキングがある中心市街地は「阿瀬知排水区」に該当し、この排水区単位での検討が必要なためである。加えて、令和7年9月12日の大雨による降雨状況等のデータを入手することが可能であり、当該排水区単位で研究を進めるのが適切と判断したものである。

Q. 中心市街地を対象とした調査研究で一定の効果が確認できた場合、市内全域に展開することは想定しているのか。

A. 効果があれば市内全域に展開する考えであるが、コスト面が課題となる。

Q. 本事業の目的は情報提供にとどまらず、情報を受け取った市民が避難行動に移ることも重要視していると理解してよいか。

A. そのとおりである。今議会で、危機管理統括部から止水板の設置補助金を提案しているが、例えば、市民へ提供した情報が元となって、速やかに避難行動や止水板を設置する行動につながり、浸水による被害の防止または軽減に資する複合的取組の展開を目指したい。

Q. 本市では、鹿化川へのAIカメラの設置やワンコイン浸水センサの増設等の水害対策も予定されているが、本調査研究事業とは別という考え方か。また、ワンコイン浸水センサ等のデータも取り込んでいく考え方か。二重投資にあたらないのかという観点から確認したい。

A. 本調査研究事業の範囲とは別の事業である。

将来的な話として、AIは学習するデータが増加するほど精度向上が見込まれるため、今後ワンコイン浸水センサを増設していくにあたり、AIがデータを取り込めるよう、調査研究を進めたい。

(意見) 大雨による浸水被害対策として、実装化に向けて、市民の安心・安全に直結する仕組みを構築できる調査研究としてほしい。

Q. 本調査研究事業の実装化に向けたスケジュールを確認したい。

A. 早ければ早い方が良いが、補正予算が成立後、3月までの3か月間で、ある程度の骨組みを固めたい。調査研究の実用性を検証し、実装の見込みがつけば、危機管理統括部とも相談の上、来年度中に補正予算を提案するスケジュールで進めていきたい。

(意見) 災害はいつ発生するか不明である。令和7年9月12日の大雨では、市民のSNS等で危険個所が発信され、情報共有されていた。早期に調査研究を進めてほしい。

公共下水道事業（仮称：新阿瀬知ポンプ場）

1. 目的

令和7年9月12日からの大雨に伴う浸水被害を踏まえ、中心市街地の浸水対策とし

て、被害の軽減を図るため、(仮称) 新阿瀬知ポンプ場の整備を可能な限り早急に行う。

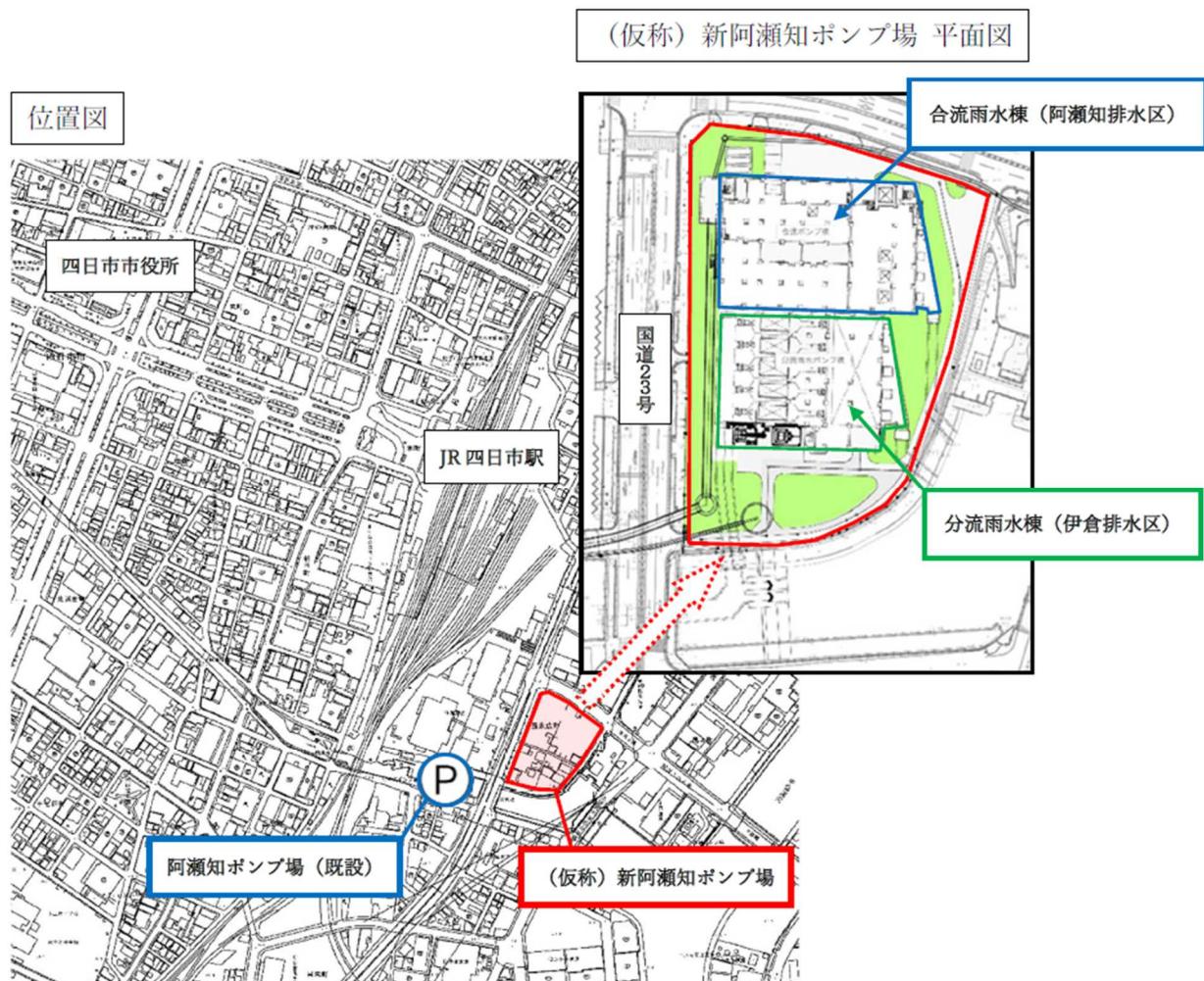
2. 内容

(仮称) 新阿瀬知ポンプ場の整備について、早期に供用開始を行うべく、整備期間の短縮を図るよう建物配置や構造、施工方法等を検討する。

3. 補正予算額

3, 000千円

(財源内訳) 自己財源 3, 000千円



4. 分科会での主な議論

Q. 新阿瀬知ポンプ場整備について、稼働後、どの程度の降雨量に耐えられる水準を目指しているのか確認したい。

A. 整備するポンプ場は2棟あり、一つは阿瀬知排水区を受け持つ既設のポンプ場で、築65年を経過しており、老朽化対策による整備を行う。

令和7年9月12日の大雨では、浜田通り貯留管、諏訪公園調整池など4施設に合計6万890トンの雨水を貯水することができた。これら既設の貯留施設とポンプ場の組み

合わせにより、国の補助が得られる最大の整備水準である、時間雨量 75mmの降雨に耐え得ることができる。

もう一つは、伊倉排水区を受け持つ分流雨水棟のポンプ場であり、こちらは新設であり、排水機能の増強となる。この伊倉排水区は、阿瀬知排水区の上流に位置しており、今回のような時間雨量 123.5mmの大雨が降ると、上流から雨水が流下し、中心市街地に雨水が溜まって、浸水被害の拡大につながる。そのため伊倉排水区を受け持つ時間雨量 75mm対応のポンプ場整備を進める。

これら 2 つの排水区のポンプ場整備により、2 つのエリア全体の減災力の強化を図り、中心市街地の浸水被害を軽減する計画である

Q. 新阿瀬知ポンプ場の供用開始はいつ頃の計画か。

A. 新阿瀬知ポンプ場の整備計画は、現段階で、工事着工を令和 13 年度に、整備完了を令和 25 年度とする計画である。そして、翌年の令和 26 年度からの供用開始を計画している。

Q. どの程度の整備期間の短縮を目指しているか。

A. 現時点では、短縮される期間の見込みを答えることは難しいが、施工方法の検討は複数パターンを想定しており、それぞれ整備費用も異なることから、施工方法に費用を加味した上で、早期に整備が完了できるよう比較検討を行っていく。

＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

予算常任委員会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

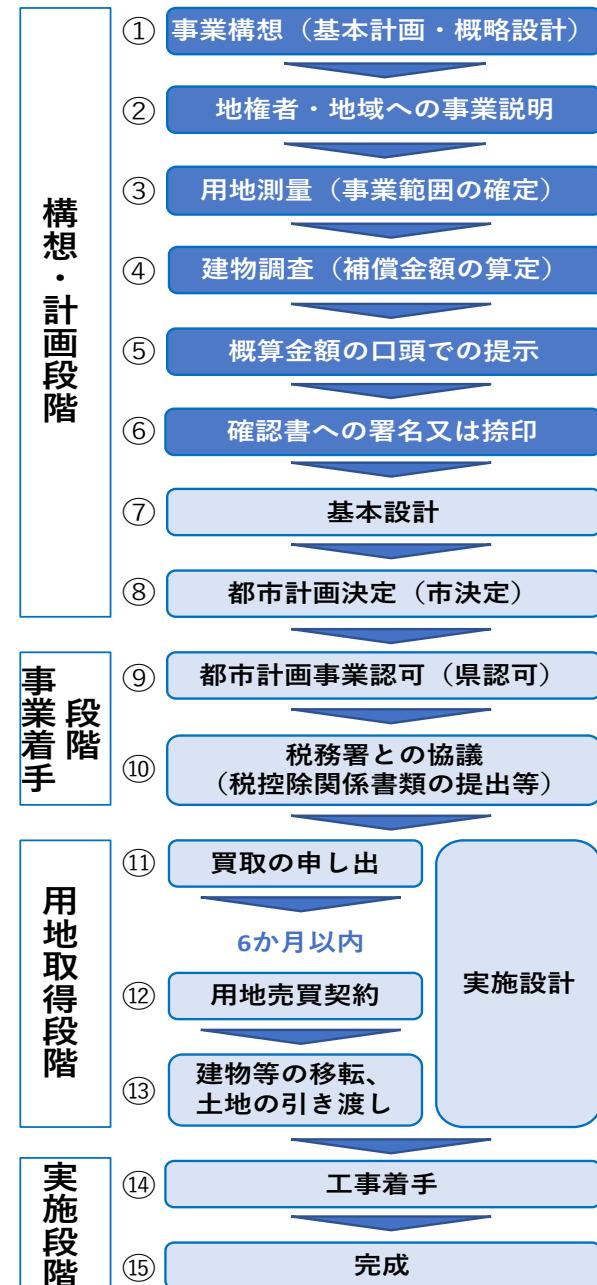
知と交流の拠点施設整備事業費（債務負担行為）

1. 本事業における用地取得の進め方

- ・本拠点施設整備における用地取得については、租税特別措置法に基づき都市計画事業認可（⑨）を取得することで、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用が可能となるため、各地権者等が本事業に協力する上で大きなメリットとなる。
- ・都市計画事業認可（⑨）の事務手続き等について、認可権者である三重県に確認したところ、事業認可申請図書のひとつとして、「事業計画を示した各階平面図、立面図等」（⑦基本設計）が必要になるとの指導があった。
- ・また、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用を受けるためには、買取の申し出（⑪）から6か月以内に用地売買契約（⑫）を結ぶことが要件となっている。
- ・このため、本事業の進め方としては、⑦基本設計→⑧都市計画決定（市決定）→⑨都市計画事業認可（県認可）→⑩税務署との協議（税控除関係書類の提出）→⑪買取の申し出→⑫用地売買契約の順に進める必要がある。
- ・なお、仮に概算金額であっても、目的物と金額を記載した書類は売買契約書として有効となることから、あらかじめ概算金額を口頭で伝えて意向確認することが、買取の申し出（⑪）には当たらないことを四日市税務署に確認している。
- ・このため、金額を丸めた概算金額を各地権者等に伝えた上で、事業協力の意向を記載した「確認書（⑯）」に署名又は捺印をいただいている。

※事業概要については総務常任委員会／総務分科会のページを参照

○本事業における用地取得のフロー



2. 収用等の課税の特例と対象事業の要件

本事業において「収用等の課税の特例(5,000万円控除等)」を適用するためには、租税特別措置法の規定により、都市計画事業認可等が必須となる。

都市計画事業認可等が必須である施設整備	都市計画事業認可等が必須でない施設整備
図書館、公民館、博物館、大学、市役所、病院等	道路、河川、公園、上下水道施設、学校（小中高）、幼稚園、保育園、こども園等

3. 委員会での主な議論

- Q. 土地については原則取得するとの方針が示されていたにもかかわらず一部は借地での協議を進めているが、全面取得ができないのであれば事業を中止すべきではないか。
- A. 早期に新図書館を整備することが最優先であると考えているため、まずは借地契約を結ぶが、継続的に取得の意思を地権者に訴えていきたい。
- Q. 国からの補助金交付の条件となる立地適正化計画の対象範囲を見直すなどして現図書館の場所で図書館を建て替えることについて検討の余地はないのか。
- A. これまで中心市街地でのまちづくりを進めてきた経緯もあり、立地適正化計画における都市機能誘導区域の見直しを行うことは考えていない。補助金交付を受けずに現図書館の場所で建て替えを行うこと自体は可能ではあるが、工期が伸び、整備費用も大幅に増加すること、周辺の公園が工事期間中使用できなくなることなどから実現は難しい。
- Q. 新図書館がカフェやワークショップスペースとしての機能を有することについて、周辺地域で同様の事業を行っている人たちの声も聞いているのか。
- A. 直接意見は聞いていないものの、周辺の商店街からは、早期の図書館建設を望む声を聞いている。
- Q. 現在の候補地は災害ハザードエリア内だが、災害時の拠点施設としての機能が求められる公共施設をそのような場所に整備することについてどのように考えているのか。
- A. 現在の候補地は立地適正化計画における都市機能誘導区域内となっており、この区域においては洪水や津波、高潮が発生したとしても概ね1mから2m程度の浸水想定であるため、都市機能が停止するほどの水害が発生するリスクは低いと考えている。また、新図書館には津波避難ビルや指定緊急避難場所としての役割を付加する予定である。
- Q. 令和8年度に予定している地質調査で地盤に問題があることが発覚した場合、建物整備費が現在の想定を超過するのではないか。
- A. 地盤に問題があれば整備費にも影響が出るが、候補地の近隣には市役所等の公共施設が複数あり、地質調査の実施例もあるため、想定の整備費の範囲内に収まると考えている。
- Q. 中心市街地における公共の会議室等には稼働率が高くないものもあるが、新図書館にもワークショップスペースを設ける必要はあるのか。
- A. 周辺の公共施設との役割分担も踏まえて、設計の際には規模等について再度精査をしていきたい。
- Q. 学生世代が夜間などでも安心して利用できるような移動環境を整えるべきと考えるが、どのように対応していくのか。

A. 客引き行為防止などの安全・安心に向けた取組を継続とともに、現在実施している整備によって中央通りがウォーカブルな空間となることで、図書館までより安全な移動が可能になる。

(意見) 総額 127 億円から 157 億円で事業を進めると明言しているが、建設物価等の高騰が続く状況の中、上限金額を定めることによって施設の機能等が削られ、期待された図書館でなくなることが懸念されるため、総事業費はあくまでも目安の金額とし、柔軟に事業を進めるべきではないか。

Q. 借地の意向を示している地権者とは借地料を年額約 800 万円で協議を進めているとのことだが、その金額は妥当なのか。

A. 地権者には公共事業に協力するという意向のもと、鑑定評価額と比較しても良心的な金額でご理解をいただいている。

Q. 年額約 800 万円という借地料は、契約期間中に変動することはないのか。

A. 土地・建物価格の変動等によって著しく賃料が不相当になった場合などのタイミングで借地料変更の要否について協議することを想定しているが、その際には市にとって不利とならないよう地権者と交渉していきたい。

(意見) 当事業の進め方について、これまでの議論で指摘があったように、土地の全面取得がかなわないこと、物価高騰の収束の兆しが見えないこと、地質調査の結果が今後判明すること、くすの木パーキングの再開やバスタ開業の見通しが立たないことなど、多くの不確定な要因を抱えながらも推し進める行政の姿勢には問題があるのではないか。

(意見) 当予算は 9 月 12 日からの大雨による災害対応のために一旦撤回されたが、今回再度提案がなされたことに対し、被災した市民からは今後の災害対応が軽んじられているのではないかと不安視する声を聞いており、市としてそういう方の不安を取り除けるよう留意してほしい。

Q. 新図書館の設計にあたっては雨水の流出抑制方策についても検討を行うとの説明があったが、具体的にはどのような手法を想定しているのか。

A. 建物に雨水浸透機能を付加することや地下に雨水貯留施設を設けることについて、120 億円から 150 億円の建物整備費用の範囲内で検討したい。

(意見) 地権者からは現在の鑑定評価額を基準に用地協力の確認を得ているが、実際の取得は約 1 年半後の予定であることや、工事はさらにその後となることなど、現在の候補地には不確定な要素やリスクが多くあることが指摘されている中で、それでもこの場所で事業を進めることについて納得できない。

4. 討論

議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、知と交流の拠点施設整備事業費（債務負担行為）について、「用地については原則取得するという方針を示していたにもかかわらず結果としてそれがかなわないことや、大雨による災害の影響もありバスタ事業やくすの木パーキングの復旧等の進捗が不明瞭となっている状況で、無理に当事業を推し進める必要がないと考える」との反対討論がありました。

また、「用地の取得が確実とはいえない状況で、様々なリスクや事業費の変更等の可能性を抱えたまま、大規模な予算を要する事業を進めるべきではなく、また、9 月定例月議会において議案を撤回した状況から現在の状況が大きく変わっていないことを鑑みると、今議会での提案に緊要性が認められないと考える」との反対討論があ

りました。

保育士派遣業務委託費（債務負担行為）について、「市が直接保育士を雇用する場合と比較し、人材派遣会社を通すことによって余分な経費がかかってしまうため、そういう経費に相当する予算は、保育士の処遇改善に直接つながる用途に使うべきである」との反対討論がありました。

四日市マリッジサポート事業業務委託費（債務負担行為）について、「イベントの開催回数に対して要する予算が高額であることや、女性からの申し込みが少なく、ニーズがあると感じられない」との反対討論がありました。

＜委員会での審査結果＞

→賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した。

四日市市議会 11 月定例月議会の概要

四日市市議会は、11 月定例月議会を 11 月 27 日から 12 月 23 日までの 27 日間の日程で開催し、市長提出議案 38 件と議員提出議案 3 件について審議しました。

市長提出議案のうち、議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）について、賛成多数で原案のとおり可決したほか、その他の 37 件については、全会一致で原案のとおり可決、同意しました。

議員提出議案については、発議第 11 号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出など 3 件について、全会一致で可決しました。

1. 市長提出議案 38 件

① 補正予算議案 13 件

一般会計補正予算（第 7 号） など

② 条例一部改正議案 13 件

公契約条例の一部改正 など

③ 条例廃止議案 1 件

ふれあい牧場条例の廃止について

④ 人事案件 4 件

監査委員 嶋田 宜浩（新任）

公平委員会委員 松村 享（再任）

今西 好美（再任）

固定資産評価審査委員会委員 横山 慶志（再任）

⑤ その他 7 件

契約の締結 工事請負契約の締結（三重橋垂坂線道路改良工事） など

動産の取得 温水プール備品及び消耗品 など

訴えの提起 所有権移転登記手続請求訴訟の提起

市道路線の認定 大井手 48 号線ほか 7 路線

2. 議員提出議案 3 件

・脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出

・地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出

・危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出

11月定例月議会における一般質問について

発言順序	議員名	質問項目（通告順）
1	田中 徹	・災害時の医療体制と市立病院の課題について ・未来に向けて日本の花～桜～四日市
2	小林 博次	・くすの木パーキング（地下駐車場）の早期再開について ・旧笹川西小学校校舎や体育館の活用について
3	水谷 一未	・市民の誰もが安心して暮らせる環境づくりについて ～学校給食無償化・外国人市民との共生に向けた課題・公園の在り方を通して～
4	太田 紀子	・高齢者の肺炎予防について
5	村上 曜	・同性カップルに対する施策について
6	樋口 博己	・未来につなげる四日市市を目指して
7	森 智子	・健康社会の実現を ・物価高を乗り越えるために
8	上 麻理	・四日市のキャラクター・コンテンツ費用対効果は? ・あすなろう鉄道と公共交通活用 様々な利便性
9	笹井 絹予	・未来の四日市を創る人材確保と災害に強いまちづくりへの挑戦
10	森川 慎	・学校タブレットについて
11	荻須 智之	・温水プールの工事の遅れと競技会運営について
12	森 康哲	・9月議会の質問の続きについて ・消防指令システムの整備について
13	伊藤 瞨也	・災害に強い街を創る本来の立地適正化計画を ～7年間に2回降った120mm超え集中豪雨等への対応～
14	笹岡秀太郎	・新たな未来を創造する半導体産業への支援策について ・キッチンカーの営業許可申請について

発言順序	議員名	質問項目（通告順）
15	伊世 利子	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市の里山保全と循環型社会 ・高齢者の終活について ・窓口業務について
16	小田あけみ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のごみ出し支援について 福祉サービスを受けていない人も困っている ・イノシシに対する獣害対策について 人と野生動物が共存するために
17	後藤 純子	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度について ・物価高対策の支援について ～重点支援地方交付金の活用～
18	竹野 兼主	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市中小企業・小規模企業振興条例について ・公共施設適正化について
19	樋口 龍馬	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して住み続けられる「住みたくなるまち四日市」の実現に向けて
20	辻 裕登	<ul style="list-style-type: none"> ・相続されていない危険な空き家の早期発見を！ ・企業誘致に向けた工業用地確保の取り組みについて ・四日市のデジタル化は遅れているのか
21	山田 知美	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアを担う女性を支える市政へ
22	谷口 周司	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声をカタチに！！ ～今こそ、四日市独自の対策を～
23	平野 貴之	<ul style="list-style-type: none"> ・過酷な草刈りをヤギが解決 ・子どもを守れ ～犯罪の温床を断とう～ ・四日市の地場産を世界へ
24	今村 厚美	<ul style="list-style-type: none"> ・何歳になっても勉強したい ～放送大学サテライトスペース・再視聴室の誘致について～

11月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成26年8月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきました。

議案の情報提供及び意見募集期間

令和7年11月21日（金）から12月8日（月）

意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、Fax及び郵送で意見を提出していただきました。

11月定例月議会の意見募集実施スケジュール

11月20日（木）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
11月21日（金）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
12月8日（月）意見募集締め切り
12月9日（火）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

議案に対して寄せられた意見件数

総件数 19件

（内訳）

No. 1 止水板等設置補助金	5件
No. 2 保育所等医療的ケア児看護業務委託費（債務負担行為）	3件
No. 3 こどもみらいクーポン事業（債務負担行為）	8件
No. 4 気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究	3件

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

令和8年2月定例月議会日程（予定）

2月	12日	(木)	本会議 初日(議案説明など)	(午前10時から)
	20日	(金)	本会議 代表質問	(午前10時から)
	24日	(火)	本会議 代表質問 一般質問	(午前10時から)
	25日	(水)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	26日	(木)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	27日	(金)	本会議 一般質問	(午前10時から)
3月	2日	(月)	本会議 一般質問 追加議案、質疑、委員会付託など	(午前10時から)
	3日	(火)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	4日	(水)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	5日	(木)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	6日	(金)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時から)
	9日	(月)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会(予備日) ※3月4日で審査が終了している場合は開催しません。	
	12日	(木)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	13日	(金)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	16日	(月)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	17日	(火)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	18日	(水)	予算常任委員会全体会(予備日) ※3月13日で審査が終了している場合は開催しません。	
	24日	(火)	本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)	(午後1時から)